

賛助会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第34条第2項に基づき、この法人（以下、当協会という）の賛助会員及び会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員の種別)

第2条 賛助会員は、個人会員及び団体会員とする。

(入会)

第3条 当協会の目的、事業に賛同する個人及び団体は、理事長の承認を経て賛助会員となることができる。

2 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(理事会及び評議員会への報告)

第4条 理事長は、新たに賛助会員になった者について、理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(会費)

第5条 賛助会員は、毎年年会費を納めなければならない。

2 年会費は、賛助会員の種別に応じて次のとおりとする。

(1) 個人会員 一口 3,000円

(2) 団体会員 一口10,000円

(賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

(1) 当協会が発行する「協会通信」を無料で配布を受けることができる

(2) 当協会の出版物を割引価格で購入することができる

(3) 当協会が主催するセミナー、講座等に割引料金で参加することができる

(会費の使途)

第7条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の不返還)

第8条 賛助会員が納めた会費は、これを返還しない。

(退会)

第9条 賛助会員が退会するときは、退会通知を理事長に提出しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 個人会員の入会初年度の会費は、入会月に応じて1ヶ月250円とする。

2 この規程は、公益法人の登記の日から施行する（2011年3月19日理事会及び評議員会議決）